

「(仮称) 稲庭風力発電事業環境影響評価準備書」  
に対する環境大臣意見

本事業は、稲庭ウインド合同会社が、岩手県二戸市及び八幡平市において、最大で出力134,400kWの風力発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況において、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(令和3年10月22日閣議決定)では、2050年カーボンニュートラルを実現するために、再生可能エネルギーについては、主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組むこととしている。風力発電を含む再生可能エネルギーの最大限の導入を進めるに当たっては、適切なコミュニケーションの確保や環境配慮、関係法令の遵守等を通じた地域との共生を進めていくことが必要である。

一方、対象事業実施区域の周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)に基づく国内希少野生動植物種(以下「国内希少種」という。)に指定されているクマタカの営巣が複数確認されていることに加え、風力発電設備の設置が計画されている位置及びその周辺においてクマタカの飛翔が確認されている。しかしながら、予測における行動圏の内部構造の解析や、解析結果を踏まえた評価及び環境保全措置の検討について環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)に記載されておらず、クマタカへの影響の予測及び評価並びに環境保全措置の検討が十分とは言い難い。

また、事業者が実施した渡り鳥の現地調査では、対象事業実施区域及びその周辺においてノスリ、ハクチョウ類等の渡り鳥の飛翔が確認されているが、周辺の他事業における渡り鳥の現地調査では、本事業の対象事業実施区域において本事業の調査では確認されていないマガン等の渡り鳥の飛翔が確認されている。渡り鳥の飛翔は経年変化の可能性がある一方で、本事業の現地調査で渡り鳥の渡りの状況を適切に確認できていない可能性がある。

さらに、対象事業実施区域及びその周辺の広い範囲が森林法(昭和26年法律第249号)に基づく水源かん養保安林等に指定されていることに加え、対象事業実施区域及びその周辺には上水道の取水地点が存在している。

加えて、風力発電設備、工事用及び管理用道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の新設による切土工等に伴う発生土のうち、ヤード造成等に利用できない残土は、対象事業実施区域内の2か所の谷部に盛土を実施し、土捨場とすることで処分する計画としている。しかし、土捨場の構造、位置の選定及び造成に用いる土量並びに土捨場の造成による水環境、動植物等への影響について準備書において具体的に検討されていない。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

## 1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

### (1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、岩手県をはじめとした関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

### (2) 累積的な影響について

ア 対象事業実施区域の周辺では、既設の風力発電所が稼働していることに加え、他の事業者による風力発電所が環境影響評価手続中である。地域全体の環境影響の低減を図るため、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

イ 他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有すること。

### (3) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえ、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

## 2. 各論

### (1) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域の周辺には、種の保存法に基づく国内希少種に指定されているクマタカの営巣が複数確認されていることに加え、風力発電設備の設置が計画されている位置及びその周辺においてもクマタカの飛翔が確認されている。しかしながら、予測における行動圏の内部構造の解析や、解析結果を踏まえた評価及び環境保全措置の検討について準備書に記載されておらず、クマタカへの影響の予測及び評価並びに環境保全措置の検討が十分とは言い難い。

また、事業者が実施した渡り鳥の現地調査では、対象事業実施区域及びその周辺においてノスリ、ハクチョウ類等の渡り鳥の飛翔が確認されているが、周辺の他事業における渡り鳥の現地調査では、本事業の対象事業実施区域において本事業の調査では確認されていないマガン等の渡り鳥の飛翔が確認されて

いる。渡り鳥の飛翔は経年変化の可能性がある一方で、本事業の現地調査で渡り鳥の渡りの状況を適切に確認できていない可能性がある。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア クマタカのペアごとに、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年環境省）を踏まえ、営巣中心域、高利用域、好適採食地等の推定等、行動圏の内部構造の解析を実施すること。行動圏の内部構造の解析の際は、解析に用いる飛翔や繁殖行動等のデータ、それらを得た調査手法等について専門家等に明示的に説明した上で、得られた助言を踏まえ、必要に応じて追加的な調査を行うこと。

イ クマタカについて、行動圏の内部構造の解析、年間予測衝突数の算定等の結果を踏まえ、改めて評価を行うとともに、適切に環境保全措置を検討すること。その際、営巣中心域に重複する配置の風力発電設備又は営巣木から好適採食地への移動経路を分断する配置の風力発電設備が存在した場合には、専門家等からの助言を踏まえ、設置の取りやめや配置の変更を含む追加的な環境保全措置を検討すること。

ウ クマタカの繁殖活動への影響が懸念されることから、工事中の繁殖状況のモニタリング結果や専門家等からの助言を踏まえ、必要に応じてクマタカの繁殖影響の回避・低減に十分な工事内容、工事時期及び工事期間に係る環境保全措置を講ずること。また、クマタカの飛翔状況及び繁殖状況に係る事後調査を適切に実施し、繁殖の放棄等の重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

エ 鳥類の風力発電設備への衝突や移動の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後の渡り鳥の渡りの季節、時間帯等における飛翔状況調査及び稼働後のバードストライクの有無に関する事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、多数の鳥類の衝突や移動の阻害等、重要な鳥類や渡り鳥に対する重大な影響が認められた場合は、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、専門家等からの助言を踏まえ、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、渡り鳥の衝突のおそれが高い季節及び時間帯の稼働調整等を含む、より効果が高い追加的な環境保全措置を講ずること。

オ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、その確認位置や損傷状況等を記録するとともに、速やかに関係機関との連絡及び調整を行い、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

## （2）水環境に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺の広い範囲が森林法に基づく水源かん養保

安林等に指定されていることに加え、対象事業実施区域及びその周辺には、上水道の取水地点である「山内水源」が存在しており、本事業の実施により、工事中の土砂及び濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念される。このため、既設道路を活用するなど可能な限り土地の改変を抑制した上で、風力発電設備等の新設による切土工等については、構造及び工法の検討や、土堤、素掘側溝等の濁水対策の検討を行い、沈砂池等の設置及び管理を適切に実施するなど、適切に環境保全措置を講ずることにより、土砂及び濁水の流出等による水環境への影響を回避又は極力低減すること。

また、工事中において、河川、沢筋、取水地点等に土砂及び濁水が流出していないかを確認するため、環境監視を実施すること。環境監視の結果、土砂又は濁水の流出等が確認された場合には、関係機関等と協議の上、必要な措置を速やかに講ずること。

### (3) 残土について

本事業の実施に伴い発生する残土については、対象事業実施区域内の2か所の谷部に盛土を実施し、土捨場とすることで処分する計画としている。しかし、土捨場の構造、位置の選定及び造成に用いる土量並びに土捨場の造成による水環境、動植物等への影響について準備書において具体的に検討されていない。風力発電設備等の設置に関する工法の工夫等により、残土の発生量を可能な限り抑制し、やむを得ず発生する残土についても、対象事業実施区域内への土捨場の設置による処分を優先せず、再利用を図ることを最優先に検討すること。

また、土捨場を設置する場合は、土捨場の造成による水環境、動植物等への影響について、適切に調査、予測及び評価を行い適切な環境保全措置を検討すること。土捨場を設置せず、対象事業実施区域外に搬出する場合は、関係機関等と十分に調整を行い、適切な処理計画を策定すること。